

八尾市準用河川の占用料の徴収等に関する条例「別表 第2条関係」新旧対照表

占 用 物 件		単 位	現行占用料 (円)	令和6年4月1日施行 改定占用料 (円)	
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	電柱	電柱(変圧器を含む。)	3,900	4,200	
		支柱	4,000	4,300	
		支線柱	1,800	2,000	
		支線	770	830	
	電話柱	電話柱	1本につき1年	2,200	2,500
		支柱		3,200	3,400
		支線柱		1,700	1,800
		支線		770	830
	その他の柱類			220	250
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	23	25
	地下電線その他地下に設ける線類			14	15
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	2,200	2,500
	地下に設ける変圧器			1,400	1,500
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			4,500	4,900
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,900		2,100	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年		4,500	4,900
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの		95	110	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		140	150	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		210	220	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		270	300	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		410	440	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530	590	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		950	1,100	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,400	1,500	
	外径が1メートル以上のもの		2,700	3,000	
	マンホール・管路その他これらに類するもの		1,400	1,500	
歩廊、雪よけその他これらに類するもの			4,500	4,900	
地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	地下街、地下室及び地下通路		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,300
	上空に設ける通路			4,100	4,300
	その他のもの			4,500	4,900
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	82	86
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	820	860
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	820	860
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	8,200	8,600
	標識		1本につき1年	3,600	3,900
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	82	86
		その他のもの	1本につき1月	820	860
	幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	82	86
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	820	860
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	8,200	8,600
その他のもの			4,100	4,300	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設		占用面積1平方メートルにつき1月	820	860	
土石、竹木、瓦その他の工事用材料					
橋りょう、栈橋、上屋その他これらに類する工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	590	590	
工作物の設置を伴わない流水面の占用		占用面積1平方メートルにつき1年	295	295	